

1936年のフランス社会政策 (I)

—— 「人民戦線」内閣の政策経験 ——

向 井 喜 典

- I 問題の設定と視点
- II 「人民戦線」ブルム内閣の成立過程
- III 6月の争議と「マティニオン協定」(以上、本号)
- IV 社会政策改革の論理と「購買力」政策
- V 週40時間労働制の実施にみる経済過程の矛盾
- VI 「購買力回復」政策の破綻と争議調整機構
- VII 「改革休止」声明と崩壊の要因
- VIII 歴史的意義とその限界

I. 問題の設定と視点

フランスにおける労働・社会政策の発達にとって、1936年6月初旬に成立した人民戦線ブルム内閣の政策経験がもつ意義は大きい。なかでも止目されるのは、この内閣による組閣後最初の立法行為を通して実現されたところの、賃金の減収を伴わない世界最初の週40時間労働制の法的確定をはじめ、団体交渉権の画期的な拡充とそれに基礎をおく最低賃金制度の発展、そして年次2週間の法定有給休暇制度の創設という、3つの画期的な社会労働立法がほとんど同時に制定され、また実施されたことであろう。そしてそれは、同年4月下旬および5月初めの下院総選挙における人民戦線諸党派の勝利と踵を接してはじまったところの、パリ周辺の重工業地域の未組織労働者を主力とする「工場占拠」を伴う大衆的ストライキが、やがてフランス労働争議史上空前の規模にまで拡大するのを鎮静させるべく、首相ブルムの要請によって組閣直後の首相官邸マティニオン館に招集された労資双方を代表する全国組織の代表

者と政府代表とのあいだで、6月8日未明に締結されたいわゆる「マティニオン協定」L'Accord Matignon に基いて、その主要な協定内容を法制化するものであった。フランスにおける労働者の社会政策的権利保障の制度化は、第1次世界大戦後も国際的にみて発達の度合がかなり遅れていたが、ここに一举にして世界の最先端をきるものへと飛躍したのである。

1936年という年はまた、それにもかかわらず、同年夏以後にみるように、フランス経済を支配する金融寡頭制「200家族」の反撃とその官僚制支配によって、人民戦線運動とその政府形態にとって致命的な社会的・経済的諸困難が累積し、6月の画期的な労働・社会政策の改革による諸成果が実質的な空洞化への傾斜を余儀なくされはじめた年でもある。たとえば6月の改革によって白眉をなすところの週40時間労働制の実施が、その当初において意図されていた失業対策＝雇用拡大への機能をほとんど発揮しえず、かえって工業生産の全般的な低下を促進する結果となったといわれていることは、⁽¹⁾その端的な現われであろう。また、労働者・農民・市民層の消費購買力の上昇による景気回復をめざした政府財政支出の拡大が、こうした状況のもとでは、かえって「通貨量と流通商品量とのアンバランス」を強めさせ財政インフレーションを惹起させる要因へと転化したといわれていることも、見逃されえないところである。そしてそれは、人民戦線内閣の諸政策がもたらす負担を小生産者・消費者に転嫁しようとしたところの金融寡頭制による破局的な価格上げ政策と相俟って、同年6月の画期的な改革によって保障された労働者の賃金購買力の上昇がもつ役割を実質的には無効にさせるものでもあった。おなじく破局的な物価騰貴とインフレーションの高進は、すでに29年秋らしいの世界経済恐慌による影響を受けて進んでいたところの、フ

(1) G. Lefranc, *Histoire du Front Populaire*, Paris, 1965, pp. 308~340.

(2) A. Sauvy, *Histoire Economique de la France entre Le Deux Guerres*. II. Paris, 1967, pp. 240~255.

ランの価値低下とその不安定性の増大をいっそう深めさせ、人民戦線内閣の社会・経済政策に対する資本の抵抗として、「金の退蔵」と資本の海外逃避をますます大量化させた。このような諸困難の累積は、人民戦線諸党派のあいだにさまざまな軋轢を深めさせるものであり、雇主諸団体による「マティニヨンの復讐」への失地回復政策も同年秋以後において極度に尖鋭化した。そして労働・社会政策については、従来久しく労働者のストライキ権を剝奪するおそれのあるものとして労働組合運動による強い反対に曝されてきたところの、労働争議に対する国家権力の最も直接的で拘束的な介入行為であるというべき強制的調停・仲裁制度の導入が、同年末に、危機における人民戦線諸党派の亀裂とその政府危機を回避するための余儀ない方策として、最大の労働組合全国中央組織である労働総同盟 Confédération Générale du Travail (C. G. T.) の指導部による要請を背景に、法制化されていることを見逃しえないであろう。⁽³⁾ 破局的な物価騰貴と大量の資本の海外逃避という、まさしく致命的な経済過程からの反撃によって、そして、それに呼応した労資関係の逆流の強まりによって、人民戦線ブルム内閣の危機がここまで深まっていたのであり、続いて翌37年2月には、首相ブルムじしんが、その組閣以来政策規範としてきた人民戦線諸党派の共同綱領、すなわち、「人民連合綱領」Programme du Rassemblement Populaire の実施を「休止」Pauseすることを声明した。ついに同年6月下旬には、ますます増勢する大量の資本の海外逃避と深刻な財政的破綻のなかで、内閣が倒壊することになる。本稿においては、こうした諸経過にみる問題点と関連づけて、36年6月の協定と立法による労働・社会政策の画期的な改革がもつ意義と、それがも

(3) 拙稿「現代フランス労働政策史の一画期—人民戦線政府のもとでの強制仲裁制度の成立—」、『経済論叢』第76巻2号〔1955年〕参照。

たらした諸結果について解明したいと思う。

附言するならば、この時期は、29年秋にはじまった史上最大の世界経済恐慌によって資本主義世界の全般的危機が破局的に深められた時期であり、高度に発達した資本主義諸国の経済機構とその国際的関連が、この破局的な危機からの脱出をめざしていわゆる国家独占資本主義への本格的な推転を経験した時期であった。こうした過程はまた、市民的民主主義の形骸化をめぐる2つの道の対抗として、ファシズムと反ファシズム民主主義の新しい形成との歴史的な対決を、多くの国々において現出させた。フランス人民戦線運動とその政府形態がもつ歴史的諸経験は、このような世界史的状況において決定的な重要性をもっている。フランス経済が恐慌過程にはいったのは、他の資本主義諸国よりもやや遅れたが、伝統的な旧型生産構造を強固に残存させるこの国の経済発展の特殊性によって、その打撃はとりわけ厳しく、人民戦線ブルム内閣が成立したとき、世界経済がすでに景気回復の局面に転じているなかでフランス経済はなおも深刻な恐慌の余波に苦悶していた。フランス経済が恐慌過程から脱出するのは、38年下半年になってドラディエ内閣⁽⁴⁾による人民戦線諸政策の廃棄、「経済の軍事化」が進められてからである。この深刻な経済危機に乗じた極右諸集団の跳梁による前ファシズム状況を規制し、共和制議会政治の社会的活性化を図るべく、労働組合運動の再統一を基盤とするひろく国民諸階層にわたる民主主義の多数派の結集をめざしたのが、34年春いらいの人民戦線運動の社会的形成とその高揚である。その広範な社会的諸勢力の結集を進めるべく、この運動は、恐慌下における国民生活の防衛と民主主義的な経済再建への諸課題を欠かしえない基盤—内実とするものであった。そうした課題にこたえるべき基軸に据えられたのが、「人民連合綱領」において見るところの、労働者・農民・市民層の消費購買力の回

(4) Sauvy, *op. cit.*, pp.309~310. 319.

復を通して国民経済の再建を進めようとする政策路線である。この共同綱領を政策規範とした人民戦線ブルム内閣にとって、36年6月の「マティニヨン協定」にはじまる一連の社会労働立法の画期的改革がもつ意味は、それがまた、フランス労働争議史上空前の規模での社会的緊張を緩和させるべき社会的安定装置であったばかりでなく、それらの諸制度によってささえられた労働者の賃金購買力の上昇を通して恐慌離脱の道を開こうとするところの、国民経済的課題をになうものでもあった。本稿における考察全体を通して、このことが確認されなければならないであろう。そして、その諸結果が、金融寡頭制「200家族」の利害にそった社会的・経済的諸困難の累積によってどのような方途を辿らざるをえなかったのかについては、さきに要約的に指摘した。そうであれば、36年6月初旬の「マティニヨン協定」の締結にはじまり、やがて翌年2月中旬の「改革休止」声明へとつながるところの、人民戦線ブルム内閣の労働・社会政策の画期的な改革とそれが辿った道をめぐる本稿での課題の設定は、すでに関説したようなフランス人民戦線運動の諸経験がもつ世界史的位置づけともかかわって、その栄光から挫折への軌跡を辿るための必要な手がかりを探ろうとする試みであるといっても必ずしも当を失しないように思われる。

本稿は、そのためのひとつの試論である。歴史の具体的な展開過程にそくして問わなければならないのは、36年6月の画期的な労働・社会政策の改革を実現させた主体的諸条件とその力量にもかかわらず、それがやがて、その自己否定ともいえるべき慌だしい暗転への軌跡を余儀なくされたのは何故であり、そうした諸困難を克服することができなかったのは何故であったのかということであろう。そのためには、人民戦線運動の形成過程をめぐむいくつかの問題について多少とも関説しておく必要を避けられない（第Ⅱ節、参照）。本稿はまた、久しく中断していたこの時期にかんする私の考察を必要あって再開しようとするための一環でもある。

Ⅱ. 「人民戦線」ブルム内閣の成立過程

1936年6月におけるフランス労働・社会政策の改革がもつ画期的意義は、人民戦線ブルム内閣の成立をめぐる社会的諸条件によって規定されていた。第1には、同年4月下旬および5月初めの下院総選挙における人民戦線諸党派の勝利とその歴史的動因によってであり、第2には、これこそがその直接的契機となったものではあるが、そうした新しい政治社会的状況のもとで噴出したフランス労働争議史上空前の規模での大衆的ストライキの高揚によってである。しかもこのストライキが、さきに述べたように主要には基幹産業の未組織労働者をにない手として広範な全国的な広がりを示したこと、また従来のフランスにおいてあまり先例のない「工場占拠」occupation d'usine という戦術を採るものが比較的多かったこと、さらに、社共両党や労働総同盟 C. G. T. といった労働者諸組織の指導機関がむしろその收拾段階においてこそ精力的な役割を發揮したのであったことは、問題の複雑さと重要性を示すものであったといえよう。そしてそれは、これらの諸組織が主力となって構成してきたところの「人民連合全国委員会」がもつ組織論上の問題点⁽¹⁾ともかかわっていた。この争議の経過と性格については、6月8日未明の「マティニヨン協定」がもつ役割と関連づけて次節において述べることにして、本節では、それにさきだって総選挙の結果とそれがもつ意味について確めておきたいと思う。

下院総選挙の結果は、さきに述べたように人民戦線諸党派の勝利として迎えられるのであるが、得票率からみると、反人民戦線諸党派との票差は決してそれほど大きいものであったのではなかった。4年前の32年選挙と対比すると、有効投票81.82%のうち、反人民戦線諸党派は37.35%から35.88%へと微

(1) G. Lefranc, *Histoire du Front Populaire*, Paris, 1965, pp. 88~90. et Annexes n° 7, *op. cit.*, pp. 436~438.

減し、人民戦線諸党派は44.48%から45.94%へと微増したにとどまっている(第1表参照)。止目されるべきなのは、人民戦線諸党派の内部において、従来は「小

第1表 1932～36年のフランスの選挙得票数比較

	1932 年	1936 年
有権者数	11,533,593 (100%)	11,798,550 (100%)
共産党	783,098 (6.78%)	1,468,949 (12.45%)
社会党系	2,034,124 (17.63%)	1,996,667 (16.92%)
急進社会党系	2,315,008 (20.07%)	1,955,174 (16.57%)
(計)	5,132,230 (44.48%)	5,420,790 (45.94%)
右派 (反人民戦線派)	4,307,865 (37.35%)	4,233,928 (35.88%)
有効投票数	9,440,095 (81.84%)	9,654,718 (81.82%)

資料 Dupeux, *Le Front Populaire et les elections de 1936*, p. 126.

生産者の共和国」(A. シークフリート)といわれる第3共和制の政治社会意識を代表してきたところの、中産階級的利害に基盤をもつ急進社会党が得票率および議席数とも著しく低落し、それに代わって社会党が第3共和制史上はじめて議会第1党となったことであり、それ以上に、従来は議会における少数党であった共産党が得票数2倍、議席数において7倍という結党らしいの大躍進を示したことである(第2表参照)。こうした共産党の大躍進は、得票基盤からみると、労働者については、旧来からのノール県など最北部の重工業地帯においてばかりでなく、パリ周辺の新興重工業地域(その後の「赤いベルト地域」)において、社会党支持からの移動を含めて大幅な増加をみたことのほか、とくに、恐慌下における農業危機の打撃が大きかった中・南部の後進的小土地所有地帯において、急進社会党の伝統的な支持基盤が社会党支持へ、さらに共産党支持へと大量転化したことによるものであった。⁽²⁾そしてそれは、34年5月末—6月の時点くらい共産党が、人民戦線運動の形成にむけて踏み出したいわゆる「新ジャコバン主義」路線への転換

が恐慌下における労働者・農民・市民層の不満と要求をいかに糾合しうるものであったかを証明したということができよう。さらに、新ジャコバン主義の成功によって、共産党が、支持層のみでなく黨員数も急激に増大するという大躍進期を迎えるのに対して、社会党および急進社会党はこの選挙いらい衰退の一途を辿ることになる。その上、この選挙で大敗北した急進社会党の人民戦線離脱の動きが準備されはじめるのである。⁽³⁾そうしたなかで迎えたのが、6月4日の社会党首レオン・ブルムが首率する人民戦線諸党派連合内閣の成立であり、フランス労働争議史上空前の規模での大衆的ストライキであったことが、あらかじめ念頭におかれねばならないであろう。6月8日未明の「マティニヨン協定」にはじまる労働・社会政策の画期的な改革をめぐる、それが最初に確認しておく必要があると思われる論点である。

共産党の「新ジャコバン主義」路線への転換というのは、コミンテルンの指導によって従来固執されてきた「階級対階級」戦術からの全面的な離脱であり、いわゆる社会ファシズム論の全面否定であった。⁽⁴⁾なかでも5月31日に、共産党中央委員会が社会党指導部に対して反ファシズム共同行動を提議したことは、その重要な画期を構成するものであり、そしてそれは、34年2月6日の極右諸集団による反議会制暴動に抗議して、フランス労働組合運動史上最大の規模にまで達したところの2月12日の反ファシズム・ゼネストの勝利の後を承けて、下部レベル・組合レベルにおける事実上の社共統一行動の積重ねと下部黨員からの突上げ⁽⁵⁾、さらに、3月の「反ファシスト知識人監視委員会」Comité de Vigilance des Intellectuels Antifascistes の結成に

(2) D. R. Brower, *The New Jacobins, The French Communist Party and the Popular Front*, N. Y., 1968, pp. 135~136.

(3) P. J. Larmour, *The French Radical Party in the 1930's*, Calif., 1964, p. 217.

(4) G. Cogniot, *L'Internationale Communiste. Aperçu historique*, Paris, 1969, pp. 110~117.

(5) Cogniot, *op. cit.*, pp. 124~128.

みるような、民衆レベルでの反ファシズム運動の高揚を背景とするものであった。⁽⁶⁾さらにそれは、ドイツ・ナチズムの脅威の増大とドイツ共産党の悲劇という、国際的諸経験から学んで進められたのでもあり、7月27日には両党の指導部による統一行動協定が締結された。これと並行して第1次世界大戦直後に分裂していらい、激しく相剋してきた2つの

第2表 1936年のフランス下院総選挙結果

		1936年・議席	改選前	増減
人民戦線派	共産党	72	10	+62
	PUP (プロレタリア統一党ほか)	10	11	-1
	社会党	146	97	+49
	U S R (社会主義共和同盟)	26	45	-19
	急進社会党	116	159	-43
	その他	3		+3
計		373	322	+51
反人民戦線派	独立派	11	22	-11
	急進左派	31	66	-35
	人民民主派	23	23	
	左翼共和派	84	99	-15
	民主共和同盟	88	77	+11
	保守派	11	6	+5
計		248	293	-45

資料 Lefrancs, *Histoire du Front Populaire*, p. 13より作成。

労働組合全国中央組織——社会党系の労働総同盟 Confédération Générale du Travail (C.G.T.)と共産党系の統一労働総同盟 Confédération Générale du Travail Unitaire (C.G.T.U.)——の再合同交渉も、同年10月からはじまっている。おなじ10月には、「労働者階級と中産階級との同盟」という構想が、おりからの郡選挙に対する社共両党の候補者調整委員会の席上で、共産党の指導者モーリス・トレーズによって提案され、社会党代表を驚かせたが、このおなじ趣旨の提案がナントで開かれていた急進社会党大会に申入れられている。⁽⁷⁾反戦・反ファシズムのための社共統一行動の定着から、小農や中

(6) Lefranc, *op. cit.*, pp. 45~47, 51~55.

(7) J. Fauvet, *Histoire du Parti Communiste Français*, Paris, 1964, pp. 151~152.

小企業者など恐慌下における広範な中間層との提携、政党レベルにおいては急進社会党をも含む「自由、労働、平和のための人民戦線」の結成への発展である。こうした2段階にわたる共産党の路線転換にあたって強調されたのは、大革命とパリ・コミューンの革命的伝統の擁護であり、1792—4年時のジャコバンの愛国主義とジャコバンの民主主義との結合の新しい発展であった。事実、共和制の危機においてたえず想起されるところの、ジャコバンの伝統の記憶復活は、34年2月12日の反ファシズム・ゼネストの画期的な勝利においても、パリ労働者のあいだに明白に看取されるところであったといわれている。⁽⁸⁾ こうした方向は、翌35年7月14日のフランス革命記念日にパリで全左翼勢力の共同集会を開くべく準備を進めていたところの、「人民連合組織委員会」に、6月下旬、急進社会党が正式加入したことによって、その新しい展望を見出した。この日の共同集会にもとづいて、社会、共産、急進社会党の3党のほか、両派労働総同盟や知識人反ファシズム運動の諸団体などによる連合 coalition として、「人民連合全国委員会」Comité Nationale du Rassemblement Populaire が結成されたのである。⁽⁹⁾ やがて、その組織規約と要求綱領の策定が進められる。すでに進められていた両派労働総同盟の再合同も同年9月には正式決定となり、翌36年3月下旬に90万の組合員を結集する新しい労働総同盟(C.G.T.)の第1回大会がツールーズで開かれる。⁽¹⁰⁾ それは、フランス労働組合運動の歴史に新しい段階を開くものであったといえる。

急進社会党をも含む広範な国民的連合の結成というこうした方向は、翌36年1月12日に発表された「人民連合綱領」においても強力に貫かれている。同年4月下旬および5月はじめの下院総選挙にむけて、選挙のあとの行動指

(8) Brower, *op. cit.*, pp. 37~38.

(9) Lefranc, *op. cit.*, pp. 82~88.

(10) 拙稿「フランス人民戦線と労働組合運動——両派労働総同盟の接近・合同をめぐる——」社会政策学会年報第11集『職務給と労働時間』, 1965, 御茶の水書房, 所収, 参照。

針たるべく起草を進められたのがこの共同綱領である。起草委員会の作業は、とりわけ労働者階級と中産階級との同盟を基礎づけるべき経済的・社会的諸要求の策定をめぐる難航した。重要なひとつは、経済恐慌の諸結果を克服するためには、私有財産制度そのものに対する一定の社会的規制が必要であるという視点から、重要産業ならびに鉄道業、保険業の「国民化」nationalisationと、信用組織および銀行業に対する国民的統制を基軸として、社会化論的発想にもとづく国民経済再建計画を提出したところの社会党の構造的諸改良 réformes de structure 政策をめぐる問題であった⁽¹¹⁾。それはまた、34年春くらい C. G. T. の内部において進められてきたところの、いわゆる労働「プラン」派の構想、その「経済社会刷新計画」とも照応していた⁽¹²⁾。資本主義擁護の立場に立つ急進社会党にとって、もとよりそれは容認しえないものであり全面反対した。共産党は、政治権力の奪取に先行する経済構造の改革は幻想をふりまく改良主義でしかないという伝統的な視点に基づいて、急進社会党に同調し⁽¹³⁾、中間層および急進社会党との反ファシズム同盟を重視する立場から、経済再建の諸課題を中産階級との同盟を実現しうる程度での直接的諸要求に限定させるように努力した。共産党は、「金持ちから支払わせる」政策、すなわち、大資本課税による富の集中の排除と吸収資金の勤労国民大衆への撤布という所得再分配政策的な視点から、それによってフランの防衛と国家財政の均衡回復を図り、大衆貯蓄の保護を進めようとするところの、別個の経済政策綱領をもっていた⁽¹⁴⁾。だが、それ以上に何よりも、中間層的利害を基盤とする急進社会党に反人民戦線諸党派と

(11) Cl. Willard, etc., *Le Front Populaire*, Paris, 1972, pp. 36~56.

広田功「フランス人民戦線の政策路線に関する一考察—『新ジャコバン主義』と『フランス・ニューディール』」『土地制度史学』第54号, [1972年], 御茶の水書房, 参照。

(12) Lefranc, *op. cit.*, pp. 60~66.

(13) Lefranc, *op. cit.*, pp. 92~97.

(14) *Histoire du Parti Communiste Français, Manuel*, Paris, 1963, pp. 235~240.

いかに手を切らせるか、それによって、34年2月以来おこなわれてきた急進社会党右派も閣僚として加担する反人民戦線派主導の「挙国連合」内閣をいかにして瓦解させるかという、切迫感を伴った配慮が強く働いていたのであると考えられる。¹⁵⁾ こうした錯綜する諸潮流が不協和音を維持しながら妥協の産物として到達したのが「人民連合綱領」である。こうした諸経過からも知れるように、それは、恐慌による打撃をとりわけ深刻ならしめる要因となっているところの、フランス資本主義の伝統的な旧型生産構造の強固な残存に対する民主的改革という視点を、最初から視野の外におく、基本的にはジャコブンの急進社会党路線に接近したものとならざるをえなかったのである。¹⁶⁾ そして恐慌脱出策としては、労働者・農民・市民層の消費購買力の上昇を通して国内市場の拡大を図るといふ、「生産を無視した貨幣主義的発想」¹⁷⁾ に立つものであり、結局はシスモンディ的な過少消費説につながるものでしかありえなかったのである。¹⁸⁾ さらに急進社会党のばあいばかりでなく、人民戦線諸党派それぞれに経済政策理論（とくに恐慌の分析をめぐる）が弱体であり、フランス経済の構造分析において欠陥をもつことでは共通していたことも、¹⁹⁾ 見逃されえないであろう。そうした限界は、この共同綱領を政策規範として成立する人民戦線ブルム内閣の社会＝経済政策をめぐる、金融寡頭制「200家族」の利害にそった反撃に対抗すべく、さまざまな困難をはらませることになる。それはやがて、6月初旬の「マティニヨン協定」にはじまる一連の労働・社会政策の改革とその諸結果が辿った道をめぐって見るところである。

(15) P. C. F., *op. cit.*, pp. 296~297.

(16) 中木康夫『フランス政治史』中、未来社、1975年、81~82頁。

(17) A. Sauvy, *Histoire Economique de la France entre Les deux Guerres. II.* Paris, 1967, pp. 194~196.

(18) A. Pietre, *La politique du pouvoir d'achat de vant les faits, L'expérience américaine et l'expérience française*, Paris, 1938, p. 20.

(19) Cl. Fohlen, *La France de l'entr-deux-guerres*, Paris, 1966, pp. 131. Sauvy, *op. cit.*, II. p. 189 et. sqq. Lefranc, *op. cit.*, pp. 315~323.

「人民連合綱領」は、資本主義の経済機構および第3共和制の現政治形態の全面的支持ということを大前提とした上で、金融寡頭制「200家族」の支配にたいして広範な国民的利害を対置し、民主主義的自由と平和の擁護という反ファシズム課題と、反独占的方式による恐慌脱出策の追求という国民経済再建課題との、二大支柱から構成されていた。なかでも、反ファシズム民主主義擁護への労働者階級と中間層との同盟を構築すべき基盤となり内実となるのは、反独占的方式による恐慌脱出・国民経済再建への政策路線の追求であった。しかも、その基軸に据えられた国民購買力回復への方向提起が、さきに述べたように過少消費説的な恐慌理解でしかなかったとすれば、それだけに問題は深刻であったわけである。そうであっても、人民戦線の連合組織が、工場や、都市、農村のそれぞれにおいて、多様な見解の積極的な交流とそれに基づく諸要求の噴出を、大衆的レベルから全国的指導部レベルへと系統的に汲上げていくところの指導性を具備していたならば、運動の新しい局面に対応して、そうした限界を克服すべく遥かに有効な役割を果すものでありえたらうと思われる。けれども、そうした道を封じてしまったのが、相前後して発表された「人民連合規約」Réglement du Rassemblement populaire である²⁰。そこでは、人民連合委員会は、各政党および組織団体の代表から構成される単なる全国レベルでの「連絡センター」le centre de liaison でなければならないと規定された。かねて共産党が主張していた大衆レベルでの個人加盟方式は禁止され、個人はそれぞれの組織および団体の枠組のなかでだけ問題にされるにすぎないところの、間接参加方式が採られることになった。さらに人民連合の県、地方および地域レベルでの委員会等は、当該区域の人民戦線諸党派の連絡センターとして、全国委員会と全く同じ組織方針で運営されなければならないことになったのであり、もともとは共和

²⁰ Lefranc, *op. cit.*, Annexes N° 7, pp. 436~437.

制議会政治の危機とドイツ軍国主義の脅威に対する、そして、恐慌下の生活不安に対する、民衆の生活レベルからの多様な要求の噴出を通して形成されたはずの人民戦線運動の組織的結集体が、結果的には、下部組織における大衆的・実態的基盤を欠いたままで、上部における政党指導部レベルでの連絡センターとして、36年春の下院総選挙をめざす「選挙戦線」的形態へと縮小されたのであるといえる。²¹⁾ こうした「上部における au sommet 人民戦線」としての変容はまた、共産党による町・村・工場など「下から」par en bas の、大衆レベルからの人民戦線委員会結成の提案に対して、社会党や急進社会党が共産党の支配を警戒し反対したことによるものであり、²²⁾ 共産党が譲歩と妥協を余儀なくされた結果であった。そして、36年春の下院総選挙および人民戦線ブルム内閣の成立とともに、人民連合委員会は事実上完全な議会政党間の行動協定に過ぎないものになってしまったのである。このことを、「人民連合綱領」にみる限界とならんであらかじめ念頭におく必要がある。

下院総選挙の結果として議会第1党となった社会党の党首レオン・ブルムは、選挙結果が確定した翌日、5月4日の党機関紙「ル・ポピュレール」において、「人民戦線政府を組織し指導する用意がある」²³⁾ ことを宣言し、組閣のための政治折衝をはじめた。共産党は、社会党指導下の人民戦線綱領を実施する政府を留保なしに全面支持するが、入閣することによって「人民の敵によるパニックや恐怖をおおるキャンペーンに口実を提供」してはならない、という態度をとった。²⁴⁾ C. G. T. による回答も、政府との協力は受諾するが、それは組合としての独立を保った上でのことであって、政府としての責任を引受けるものではないというのであった。この間にも経済恐慌はますます

(21) Lefranc, *op. cit.*, pp. 88. G. Pupeux, *Le Front Populaire et les élections de 1936*, Paris, 1959, pp. 176.

(22) Willard, etc., *op. cit.*, p. 54 sqq.

(23) Lefranc, *op. cit.*, p. 132.

(24) Lefranc, *op. cit.*, p. 135.

す深刻となり、5月4日から新しい下院が成立する6月4日までの1ヶ月間に、40億フランの資本が主としてオランダとスイスへ逃避している。また失業者数は、同年3月の政府統計によれば46万人を超えると報ぜられている。こうした状況のもとで、従来は恐慌下における雇主の専制的支配のもとで沈潜していた労働者の運動の新しいもり上がりが、やがてフランス労働争議史上空前の規模にまで達する自発的な大衆的ストライキの波としてしだいに現われる。5月11日にル・アーブルのブレゲ航空機工場で、13日にツールーズのラテコエール工場で、いずれもメーデーに参加したことを理由に雇主から解雇を申し渡された労働者の復職要求に発して、労働者全員による工場占拠ストライキがおこっている。両方の場合とも、人民戦線派の市長が仲裁して、労働者側の全面的勝利で翌日に解決した。5月14日にはクール・ヴォアのプロック工場で、賃上げと労働時間の整備を含む労働者の要求書を経営者が拒否したことに抗議して工場占拠がおこなわれ、翌日、経営者が要求事項の全部に譲歩して新しい労働協約が締結された。この3つが、その後の工場占拠を伴ういわゆる新型ストライキのはじまりである²⁵⁾。5月24日の共産党機関誌『リュマニテ』の一論文は、この3つのストライキの成果とその新しい争議戦術がもつ有効性について止目し、いまや労働者は攻勢に転じはじめたこと、その勝利をささえたのは労働組合運動の再統一の達成と下院選挙の勝利、人民戦線の地方組織による支援にあることを強調している²⁶⁾。そして5月28日には、ピランクルのルノー自動車工場の3万5000人の労働者がその工場史上はじめてストライキに突入した。この日に工場占拠を伴うストライキが全自動車産業をとらえたのであり、ストライキの波はさらに他の産業や地域へと広

25) J. Danos et M. Gibelin, *Juin 36*, Paris, 1952, pp. 44~47.

26) Lefranc, *op. cit.*, p. 143.

27) J. Bruhat et M. Piolot, *Esquisse d'une histoire de la CGT*, Paris, 1958 p. 151.

がった。²⁷⁾新しい下院が成立する6月4日まで選挙管理内閣として留任していたサロー内閣の労相フロッサールが、この日から調停に乗り出した。29日には、パリ地域の金属労働者代表と主要な金属工業経営者とのあいだに、最低賃金の引上げならびにストライキの自由など、労働者側の要求を全面承認した労働協約が締結されている。そしてストライキは、やがて6月2日以降ふたたび勢を強めてフランス全土へと広がった。

6月4日には、建築、レストラン、ホテル、化学、繊維、食料、農業労働者、交通、百貨店、保険会社などからさらに、トラック運送、新聞配達、本屋、錠前製造、金銀細工、ガソリン・スタンド、薬品、ガス、家具などの職種にまでストライキが広がっている。工場占拠という争議戦術が度重ねてとられたのは、しかしながら主として金属産業であったこと、膨大な数の労働者が工場占拠した地域はパリとその周辺だけであったこと、また各地ともストライキはほとんど労働者全員を参加させ、どこでも即座に住民の積極的な共感を呼びおこし、人民戦線の地域組織の強力な支援を受けていることが、その特徴であったといわれている。²⁸⁾さらにその多くが、社共両党やC. G. T.の指導によって勃発したものではなく、既存の組合組織の弱い部門においてこそとくに大規模に噴出したことが重要であろう。²⁹⁾これらのストライキにおいてもっとも一般的にみられた要求は、労働時間短縮（週40時間制実施をふくむ）、賃上げ、有給休暇の創設、団体協約の締結、組合運動の自由など、日常的諸要求であって、とくに政治的企図をもつ高度な目標は見られなかった。³⁰⁾

6月4日はまた、人民戦線ブルム内閣が成立した日である。自らが首班となる新しい内閣がおこなう政策の限界について、ブルムはすでに5月30日から6月1日まで開かれた社会党大会の席上で明確にしていた。（1）人民

(28) Danos, etc., *op. cit.*, pp. 52~55.

(29) G. Lefranc, *L'expérience du Front Populaire*, Paris, 1972, pp. 17~18. Do., *Histoire du F. P.*, *op. cit.*, p. 339.

(30) J. D. de Bayac, *Histoire du Front Populaire*, Paris, 1972, pp. 226~227.

連合綱領にもとづいて行動すること、(2) 1875年憲法の原理と議会の慣例にしたがって公務を指導すること、(3) 資本主義社会と議会制度の枠内でおこなわれる人民戦線の実験は、失敗に終ろうとも、それによって社会主義の理念はいささかも傷がつくものではないこと、(4) 党との不和あるいは労働者階級全体との不和をのぞいて、すべてに立向う決意のあること、である。³¹⁾ 6月4日夜、ルブラン大統領に閣僚リストを提出したときブルムは、「権力の移譲を明日まで待つには状況があまりに深刻である³²⁾」との要請を受け、労相ルバと内相サラングロによる争議調停活動が即刻開始された。翌5日正午のラジオ放送を通して首相ブルムは、労働者の要求は必ず社会立法の早急な制定によって解決するから、政府の計画を信頼してもらいたいとの旨を、ストライキ中の労働者に呼びかけ、人民戦線の勝利によって生まれた希望を危険におとし入れないように要請した。³³⁾ 議会における首相の所信表明においても、このおなじ趣旨のことが強調されている。そして至急電報で各知事に政府とおなじ仲裁者の役割を果すよう示唆するとともに、社会立法を検討するための特別権限を議会に要求した。同日夜には、雇主側の全国組織であるフランス企業家総連合 *Confédération Générale du Production Française* の幹部を首相官邸に招いて、ブルムは、工場占拠ストライキを即刻解決し労働者を工場から退去させるために、C. G. T. 幹部と会談し全般的協定を締結してもらいたい旨を要請した。7日朝には、内相サラングロが C. G. T. 全国執行委員会との了解をとりつけた。フランスの労働・社会政策の歴史にとってまさしく画期的な、首相官邸マティニヨン館における労資双方の全国組織の代表者による休戦会談と、それに基づく6月8日未明の「マティニヨン協定」の締結への道がここにはじまったのである。そしてそれが、社会党、急進社会党(とくに左派)、社会共和同盟を主力として構成され、共産党の関

31) Lefranc, *op. cit.*, p. 114.

32) Lefranc, *op. cit.*, p. 152.

33) Lefranc, *op. cit.*, p. 154.

外協力による、人民戦線ブルム内閣がその組閣と同時に着手せざるをえなかった最初の仕事であった。

Ⅲ. 6月の争議と「マティニヨン協定」

首相ブルムの要請によって、6月7日午後3時から、労資双方の全国組織の代表者と政府代表とによる休戦会談が首相官邸マティニヨン館で開かれた。雇主団体側を代表したのは、フランス企業家総連合 C. G. P. F. の会長デシュマン、金属・機械関連産業連盟 Union des industries metallurgiques et mécaniques の会長リシュモン、パリ商業会議所会頭グループズ、鉄鋼委員会 Comité des Forges の会長ラムベール・リボラである。C. G. T. 側は、議長ジュオー、副議長ルネ・ブランとブノア・フラシオン、執行委員会から金属労連、建築労連、帽子労連の各代表の計6名が代表団を構成し、うち旧統一派が2名含まれていた⁽¹⁾。ブルムは、団体協約、週40時間労働制ならびに有給休暇については法律で規制するが、ここでは契約に基礎をおく団体協約の理念および賃金の全般的条項について検討するのであり、この点で協定が成立しえない場合には政府が裁定することを提案するとして、当日の議題を提示した。団体協約の理念については、すでにパリ地域の金属・機械関連産業における労資会談で了解のついていたところでもあり⁽²⁾、比較的短時間で一応の妥結点に達した。組合権の尊重や労働者代表制の設置についても、さほどの反対はなく受諾されたが、賃金について交渉は難航した。C. G. T. 代表団は、10～15%の賃金の全般的引上げが必要であり、そしてフランス全土に広くみられる「異常に低い」賃金率を固執している会社や商店があるのを規制することが必要であると、その要求を提出した。雇主団体側は、C. G. T. が

(1) 旧統一派というのは、36年3月の再合同まで C. G. T. U. に属していた組合員をいう。

(2) G. Lefranc, *Histoire du Front Populaire*, Paris, 1965, pp. 136～139.

主張する10～15%の全般的賃上げに対抗して、7～10%の幅をもち各職業ごとの支払い可能性を考慮に入れた賃上げ原則を提出した。こうした対立についてブルムは自ら仲裁することを申し出たが、労資双方ともそれぞれの役員の意見を聞いておく必要があるというので午後8時頃に会談は中断され、午後11時に再開することが約された。再開されると、⁽³⁾双方とも賃金については政府による裁定案に同意した。ブルムが作成した文書では、7～10%の全般的賃上げが決められ、ただし各企業の賃金総額が12%以上に増加することがあってはならないとされた。さらにC. G. T. 代表団は、「異常に低い賃金」を是正する特別条項を附加させた。雇主側は労働再開と工場からの労働者の撤収がただちにおこなわれる保証を要求した。そして協定はやっと翌8日午前0時半に首相ブルムと労資双方の代表団の全員とによって調印された。いわゆる「マティニヨン協定」と呼ばれるものである。

協定の主な内容は、つぎの諸点からなっていた。⁽⁴⁾(1)労働組合の自由については、雇主は労働者の組合加入権を認め、雇入れ、労働の管理、査定、処罰または解雇の決定などの場合に、組合に所属しているかどうかを考慮しないこと。(2)賃金については、36年5月25日付けでの賃金額を、もっとも低い賃金にたいする15%からはじまり、もっとも高い賃金にたいする7%へと逓減する形で引上げをおこない、各事業所の平均賃金の調整率は12%を越えないこと。ただし、この日付以後承認された増額分については前記の調整額に含め、それを超える分についても既得のものとみなすこと。また、ただちに開始される地域別ならびに職種ごとの最低賃金の団体協約による決定のための交渉は、「異常に低い」賃金の必要な調整について特に留意すること。さらに、雇主代表は、職員の給与と労働者の賃金とのあいだの正常な関係を維

(3) 会談の中断中、マティニヨン館をとりまく大衆集会は数千名に達したといわれる。それによって支えられたことを高く評価する見解として、Cl. Willard, etc., *Le Front Populaire*, Paris, 1972. など参照。

(4) Lefranc, *op. cit.*, p. 162, et Annexes N° 15, pp. 454～455.

持するために必要な調整をおこなうこと。(3)労働者代表制については、従業員10人以上の企業では組合組織とのあいだで、組合がないばあいは関係者間の協約にもとづいて、労働法規の適用、賃金率ならびに安全衛生措置などにかんする個人的諸要求を経営者に提出する権利をもつところの労働者代表 (délégués ouvriers) を、企業規模によっては複数のそれを設置すること。(4)雇主は、ストライキに参加した事実に対していかなる制裁も加えないこと。(5)経営者がこの協定を受諾したとき、またはその適用について当該事業場における労資間の会談が始められたときには、C. T. T. 代表はストライキ中の労働者に対して労働再開を決定するよう要求すること、の諸点である。その内容は、C. G. T. 代表団が要求していた線とそれほど開きをもたないものであったといえることができる。

6月8日の共産党機関紙『リュマニテ』は、一面全体に「勝利は獲得された」という大見出しを立て、C. G. T. 機関紙『ル・プープル』は、「貧困に対する勝利——800万労働者は満足を得た」と書いている。そして社会党機関紙『ル・ポピュレール』は、「労働者階級の勝利」という大見出しの下に、「勝利！勝利！雇主は降伏した。……20年の努力のなかで労働者階級がけっして獲得できなかったし、けっして期待できなかったものがここにある。労働者階級みずからの活動の勝利だ！人民戦線政府の勝利であり……組合組織の勝利である」と書いている⁽⁵⁾。まことに、「世界の歴史ではじめて、一つの階級すべてが同時に一つの生活条件の改善を獲得した⁽⁶⁾」といえるものであろう。この画期的な獲得物によって規定されたところにもとづいて、C. G. T. は、雇主側がこの協定に同意したとき、もしくは交渉を開始することを認めるとき、その交渉が団体協約の調印をめざすものであれ、企業内の独自の問

(5) J. D. de Bayac, *Histoire du Front Populaire*, Paris, 1972, pp. 238~239.

(6) C G T 議長ジュオーが述べたことばの一句, L. Bodin et J. Touchard, *Front Populaire*, U₂, Paris, 1961, p. 139.

題の調整であれ、各企業におけるストライキの中止にむけて努力することを公式に表明したのである。労働の再開にむけてC. G. T. の努力がここから強まった。さらに、この画期的な協定が実現した経過について、ブルムは、第2次世界大戦時における占領下フランスのヴィシー政府によって裁かれたリオム法廷で、そもそもの発案は古くからの友人であるラムベール・リボ氏から仲介人を通して助言されたものであり、「マティニオン協定と呼ばれるものを成功させようとしたのは私であるが、その最初の発意は実は大資本家の方から出たと言わねばならない⁽⁷⁾」と述べていることに、止目する必要がある。結局は自らにとって屈辱とならざるをえないことになるマティニオンの会談を、鉄鋼委員会の会長であるラムベール・リボが示唆せざるをえなかったところに、工場占拠を伴う大衆的ストライキの脅威が雇主団体にとっていかに重圧であったかを知れるであろう。そして、この協定はまた、政府がになう社会的・経済的綱領（人民連合綱領）の採用について、議会在がそれを検討するより前に労資双方に呼びかけたのであったこと、すなわち、労資両当事者間の協定の方が議会による決定よりも重視されていたのであったことは、その後のブルム内閣の社会・経済政策の形成がもつ役割とかがわって止目されなければならないところである。

協定の拘束力については、当事者の一方が契約不履行したばあいにも、なんらの制裁も規定されていなかった。それは協定というよりも、〈協定の約束〉としての性格にとどまっていたのである。契約不履行のばあいにも、それじたいが労働協約違反とはならなかったのであり、それだけに、この画期的な諸条項がもつ役割をどのように活かすかは、その後における労資関係の動向にかかっていたといえる。そこにまた、その後2週間を出ないうちに制定された団体協約法にみるように、協定の主要な条項を成文法として再確認し

(7) L. Blum, *L' échelle humaine*, Paris, 1947, pp. 53~55.

(8) J. Danos, et M. Gibelin, *Juin 36*, Paris, 1951, pp. 74~76.

ておく必要があったのであろう。

こうした〈協定の約束〉としての性格は、賃金に関する条項の解釈についてもさまざまな異議申し立ての余地を残させるものであり、6月10日の第2次マティニヨン協定の必要を生んだところである。すなわちそれは、雇主体 C. G. P. F. の要請によって、ルネ・ブランとブノア・フラシヨンの両 C.G.T. 副議長が首相官邸に呼び出されて、賃金に関する政府の裁定をどう理解するか（とくに「異常な低賃金」という表現について）、また、労働再開が義務づけられる時点をどの点におくかについて、C.G.P.F.の代表者とのあいだでおこなった協定である。⁽⁹⁾ いずれも、C.G.P.F.が解釈する方向でそれが正しいとされたのであるが、これは、その間ずっとストライキをつづけてきた労働者が6月7日のマティニヨン協定で獲得された線を越えようとするのに対する、雇主側からの最初の反撃であり、政府もまた今度は大衆レベルからの労働者要求を規制する方向で作動したのである。⁽¹⁰⁾ 6月10日といえば、極右集団である「火の十字」団 Croix de Feu が、「労働の自由を確保する」ための治安補助隊 Police supplétive をパリの第14区に組織しはじめた動きをはじめ、パリ全体が熱狂に包まれていた時点でもある。⁽¹¹⁾ 流血の惨事を生まない社会的平和の回復が、人民戦線運動の理念からも必要とされていたのであった。事実、「フランスの革命は始まっている」と、第4インターナショナルの指導者が書いたのも6月9日の時点である。⁽¹²⁾

6月7日(マティニヨン会談の日)から12日までが、5～6月のストライキの絶頂期であり、決定的瞬間でもあった。たとえば、フランスにおける労働組合運動の伝統的な拠点として、6月のストライキにおいて最も中心的な役割を果たしたところのパリ金属産業労働者のばあい、ここではすでに6月6日

(9) Danos etc., *op. cit.*, pp. 82~83.

(10) Do., *op. cit.*, p. 83.

(11) Do., *op. cit.*, pp. 103~115.

(12) L. Trotsky, *Le mouvement communiste en France*, Paris, 1967, pp. 578~593.

の工場代表者会議において、「同志たちは雇主がいなくても立派に労働を組織できるだろう」との宣言までがなされていたのであるが、⁽¹²⁾マティニヨン協定の成果を定着させて労働の再開に取り組むべく雇主側との交渉をむしろストライキ委員会の方から提議したが、会談は度重ねて不調となる。さらに6月11日にC.G.T.副議長フラシオンが議長をつとめた全員集会では、ストライキ労働者代表が提案した協定案までがこの集会において拒否されている。C.G.T.機関紙『ル・プープル』の記事によれば、その雰囲気は、「雇主がそれまで実際に彼らを軽視していたことが、労働者に強い不満を感じさせた。今日労働者の方が執拗な要求を持ち出しているとしても、その責任は、この10年間、組織あるいは未組織を問わずいずれの労働者によっても提示された最低の要求さえも考慮しようとしなかった雇主の傲慢さにある……⁽¹³⁾。」と伝えている。状況はまた、6月8日に建築労連(C.G.T.)のストライキ指令が出され、その指導下で進んだ建築労働者のストライキ経過についても類似していた。さらに6月8日以後、デパート、ホテル、喫茶店、レストラン、保険会社、婦人服製造業、服装品店など、同様な動きを挙げていけば限りがない。6月9日には、パリ地域よりも遅れてストライキがはじまった北部の重工業地帯、ノール県において、さらにパ＝ド＝カレー県において、金属産業、坑夫、織物産業から電気、石油工業など、そして新聞の発行停止や市の公共事業にまで広がるどころの全面ゼネストが勃発している。首相ブルムが、6月7日のマティニヨン会談を開くに当って明らかにしていた週40時間労働制、有給休暇制、団体協約の改革にかんする3つの画期的な社会労働立法の制定が議会において急がれたのも、こうした状況に対処するものであった。さらにブルムは、6月12日の議会において、「昨日〔6月11日〕から事態の様相が一変したというのはまぎれもない事実であ

(12) Danos etc., *op. cit.*, pp.123~124.

(13) Do., *op. cit.*, pp.127~128.

る。組合組織に疑わしい怪しげな集団の存在を感じる。街頭の秩序を確保することによってこうした集団を解体させることが必要である⁽¹⁴⁾と説明している。この日から、軍隊および治安警備隊の小隊がパリ地域を巡回しはじめ、ノール県および農業労働者のストライキで影響を受けた諸地方にも、これらの部隊が配置された。6月12日夜には、政府はトロツキスト系の新聞『ラ・リュット・ウーヴリエール』の紙型を印刷所で押え、この極左政治組織の指導者に対する追求を強めている。

それでは、人民戦線運動の中心的なでない手であり、国民的視野からのその前衛組織でもあった共産党にとって、事態はどのように進行したか。ストライキの無条件支持、人民戦線運動の枠内での運動の持続、運動についてのすべての革命的性格の否定というのが、5月中旬から共産党の一貫する方針であった。人民戦線諸党派による指導の枠外から噴出したこの大衆的ストライキについて、「それほど自然発生的なものではない。直接的な諸要求のプログラムを基礎に統一行動を組織しようとした共産党員の創意による労働者階級の粘り強い努力の結果である。……⁽¹⁵⁾」との、『フランス共産党史』にみる解説はそれと対応するものであろう。そして止目されるべきなのは、この決定的瞬間において開かれた6月11日のパリ地域全党員集会における、書記長モーリス・トレーズの報告である。人民戦線綱領を想起することからはじまったこの報告は、工場占拠という戦術がもつ意味、また、ストライキ運動の性格について述べた上で、マティニオン協定について、賃金にかんしては結果は成功であったとはいえなおも最低賃金の原則を承認させる必要があるが、それにしても画期的な成功であったと称揚して、その上で、要求運動の発展を正しく導くべき労働者民主主義のあり方について強調している。この運動を立派に導くことが重要であるとすれば、「それを終わらせるすべ

(14) J. Colton, *Leon Blum, Humanist in Politics*, N. Y., 1966. pp. 183~184.

(15) *Histoire du Parti Communiste Français Manuel*, Paris, 1963, pp. 315~316.

も知らなければならない。「今、この時点で権力を獲得することが問題ではないのだ」。われわれの目標はソヴェト権力にあるが、そのためには、なおも条件が全部整っているということとはできない。「われわれの後に、われわれと共に、われわれのように徹底的に決意を固めた在野の全人民がいないのだ。われわれはある場合には、フランスのプチ=ブルジョワジーと農民層の同情を失う危険さえある。われわれは、大衆の、人民戦線の連合が分解する危険を冒すべきではない。われわれは労働者階級を孤立させることはできない。」
 「今やすべてが可能なのではない」、というのがその基本である。そして、パリ地域の金属労働者に対して、「もし金属の同志たちの基本的要求全部が満足された時には、現実の運動を終わらせる協約にすみやかに調印すべきである」と述べている。⁽¹⁶⁾翌12日の『リュマニテ』は、この報告の概要を一面に発表し、13日の党中央委員会でこの方針が公式に承認された。「すべては人民戦線のために、すべてを人民戦線によって」というのが、その方針である。トレーズの演説の翌日、パリ地域の金属産業労働者も雇主側との協定書の調印に到達し、13日夕方には労働者が工場から退去しはじめる。C. G. T. の全国執行委員会は6月14日に招集され、労働者の勝利と議会において現在進行中の社会労働諸法案の成立を歓迎する決議を満場一致で採択した。⁽¹⁷⁾まさしく6月11日のトレーズ演説を決定的な契機として、そしてパリ地域の金属労働者の闘争が終焉してからは、大勢は鎮静の局面に入ったのである。7月14日にはパリのナシオン広場に100万人のパリ市民が集って人民戦線の勝利を祝賀した。この頃、ストライキ件数は6月の12,142件から7月の1,751件へと前月対比でみて1割程度にまで激減している。

「マティニオン協定」によって基礎づけられたのが、6月7日のマティニオン会談の開会に当って首相ブルムが約束していた3つの社会労働立法の制

(16) Lefranc, *op. cit.*, pp. 164~165.

(17) Lefranc, *op. cit.*, pp. 165~166.

定である。これらの政府法案は、協定が調印されてから3日と経たぬうちに議会に提出された。週40時間労働制にかんする法案は、6月11日から12日の夜にかけて下院で408票対160票で採択された。この法案だけが若干の論議の紛糾を呼び起した法案であるが、⁽¹⁸⁾これとは対照的に団体協約にかんする法案は571票対5票で、有給休暇法の法案は563票対1票で下院のほとんど全員によって可決された。かねてから反人民戦線諸党派の議会における拠点であった上院においても、週40時間法は182票対64票で、団体協約法は279票対5票で、有給休暇法は290票対2票で、いずれも6月中旬から下旬にかけて相次いで採択されている。⁽¹⁹⁾

週40時間法は、「工業、商業の諸事業所、零細企業あるいは家内工業所、または、それらに附随した諸機関、それも公共的、私的、宗教的、非宗教的を問わず、また職業教育的性格あるいは慈善的性格を持つものであろうと——そこには病院や隔離病棟などの公的機関も含まれるが——における労働者および従業員の事実上の労働時間は、性別、年齢別にかかわらず週40時間を超えてはならない」(第1条)と規定する。なお鉱山労働者だけについては、さらに短く週38時間40分にする内容をもっていた。各職業ごとの適用方式は、別に閣議で定めるところの政令 *décret* によって決定され、その際に労資双方の団体に諮問されるべきものとされていた。労働時間の決定においても、団体交渉方式のもつ重要性とその法的拘束力が徹底的に重視されていたといえる。また賃金の減額によって労働時間の短縮がもたらされるべきではない

(18) 異論の多くは、週40時間労働制が景気回復にあたえる影響をめぐってであった。Lefranc, *op. cit.*, pp. 313~315. A. Sauvy, *Histoire Economique de la France entre Les Jeux guerres. II*, Paris, 1967, pp. 293~295. この点については、同年秋以後にみる経済過程からの諸困難と関連づけて、本稿第IV節において検討することにする。

(19) 有給休暇制にかんする法律は、6月20日、団体協約法は6月21日に、週40時間労働法は6月24日に、それぞれ上院を通過している。関連して、8月に成立した国民小麦局 Office interprofessionnel nationale du blé 法や、公共事業にかんする法(8月18日成立)などが注目される。それらがもつ役割については、本稿の第III節で検討する。

ことを明確に規定し、従来の週48時間の賃金を新しい40時間労働に対して支払うよう法的に強制するものであったから、時間あたり賃率でいえば20%の引上げという計算になる。適用のための最初の政令は、金属産業に対して10月27日付で出された。翌37年の終わりまでに60以上の政令⁽²⁰⁾が出され、フランス全土のほとんどすべての職業と地域に対して適用^すみとなっている。なお37年2月中旬のブルム内閣による「改革休止」声明の頃から、「週40時間労働（週休2日）制は景気回復の敵だ」という声^が、36年6月の議会では当時の社会的緊張に圧されて心ならずも賛成した政治家や経営者、新聞などから高まるのであるが、こうした事情については週40時間労働制の実施をめぐる経済的諸困難とかかわって後に検討する。

有給休暇法は、すべての労働者に年間2週間の有給休暇をとる社会的権利を法でもって保障するものであり、週労働時間の短縮とともに、もっとも人気のあった6月の成果のひとつである。この法定有給休暇制度は、36年夏にはじまるころのフランスの労働者の大衆的な避暑旅行(いわゆるヴァカンス *Vacance*)の慣行を開かせた。ILOで^{有給休暇制度の法制化にかんする}国際条約が成立したのはこの同じ年であるが、その成立にさきだって、それ以上に水準の高いものが実現されたのであることを止目しておきたいと思う。

団体協約法の改正については、改正の重点は労働法典第1巻第2部第4章に、第4節のうち(2)を設けて労働協約の効力拡張規定をもり込んだこと、すなわち、その一般的拘束力制度を確立させたことである。フランスにおける最初の団体協約法は、第1次世界大戦直後の革命的高揚を背景に1919年に制定されたものであるが、法的強制力が著しく乏しく、労働法学的にみると法規説ではなく契約の自由=契約説に立つものであった。その適用件数もかなり限られており、1934年の国民経済審議会 *Conseil*

(20) *Petite Collection Dulloz, Code du Travail II, Paris, 1937.* による。

National Economique 調査によると、当時フランスの労働者の約4%程度がかろうじて団体協約の適用を受けているに過ぎなかった。22年のC. G. T.の分裂による労働運動の弱体化と、雇主側の強い反労働者的態度によるものであったといえよう。「マティニオン協定」は、その第1条において「雇用者代表は労働の団体協約の即時制定を許す」として、こうした伝統に対する決定的な転換を画したのであったが、それをさらに完成させたのが36年6月24日法である。労働協約は、同一の産業部門に属する労資双方の職業組織のうち「最も代表的な職業組織」(これが重要な規定のひとつである。すぐ後に述べる。)を両当事者として締結され、(1)組合の自由と労働者の言論の自由、(2)労働者10人以上を雇用する事業場においては必ず、その内部で選出される労働者代表の設置(マティニオン協定の第5条を出発点としている)、(3)職級別、地域別の最低賃金、(4)休暇の期間、(5)見習工の制度と組織、(6)協約の適用にかんする紛争を規制する調停および仲裁の手続き、(7)協約を改訂する手続き、にかんする規定を含むことを義務づけられた。そして当事者双方によって自由に締結された協約が、法で定める労資合同委員会 Commission mixteの手続きによって、すなわち国家が介入することによって、その協約の適用範囲に含まれている職業ならびに地域の労資双方全体に対する拘束力(一般的拘束力)をもつことが規定されたのである。

協約締結権をもつ当事者としての「最も代表的」な職業組織というのは、私法上の代理 *représentation* のように明確な限定をもつものではなく、政治上の用語における代表 *représentation* を意味するのであって、立法者の意図としては労働者側における C. G. T. の圧倒的優位に期待するものであったといわれている。⁽²¹⁾ また労資合同委員会というのは、協約が一般的拘束力を付与されるための手続きとして、それぞれの産業における「最も代表的な」職業組織の一つからの要求にもとづいて、労働大臣または地方長

(21) Colton, *op. cit.*, pp. 205~207.

官＝知事が召集するものであり、効力拡張の適用を受けることができる協約案を作成、審議、決定する機構である。労資関係に対する国家権力の介入ではあるが、この委員会による決定は裁定を意味するものではなく、当事者間の意見が一致するように斡旋することができるだけであって、こうした斡旋手続きによってなおかつ協約が不成立のばあいには、労働大臣が紛争の解決のために介入しなければならないものとされていた。ところで、この労働大臣による介入についてであるが、政府原案では、協約不成立のばあいには労働大臣が協約内容にかんする仲裁裁定の履行を両当事者に強制しうると規定されていた。が、すなわち、そうした強制仲裁規定が、C. G. T. および共産党議員団の頑強な反対によって、「協約不成立の場合には当事者は調停者として労働大臣に提訴しうるとの任意調停規定に修正されたのであることに止目されなければならない。「強制仲裁は、労資両団体から責任を奪うことによって団体協約の性格を変化させる」⁽²²⁾というのが、その反対理由である。問題はまさしく、労働組合の組織強化、その階級的・民主的な成長による団結権保障の実質化によってこそ、こうした画期的な改革が意図する方向が実体化されうるものであることを示すものであったといえる。さらに協約の一般的拘束力制度の確立は、協約のなかで最低賃金にかんする規定がもつ重要さからいって、労働協約の効力拡張方式にもとづく法定最低賃金決定の新しい機構が生誕したことを意味するものである。それは、世界の最低賃金制度の歴史にとってその新しい段階をひらかせるものであった。なお、それ以前のフランスにおける法的最低賃金決定の機構は、1915年の家内労働法（被服産業における婦人労働者だけが適用対象）に基礎をおいている。

新しい団体協約法にもとづいて、協約締結件数は激増した。35年にはわずか28の協約数しか見られなかったものが、36年には1,123、37年7月15日には

(22) J. Colton, *Compulsory Labor Arbitration in France (1936-39)*, N. Y., 1950, p. 35.

4,945, 39年3月31日には5,378となっている。しかしながら効力拡張の請求を受けた協約は37年には700, 39年には1,352であり, 実際に効力拡張命令が出された協約は39年でみても339にとどまっている。折角の画期的な一般的拘束力制度の確立が, なぜこの程度にしか活かされえなかったのか, この点については次節以下でその実態にそくして述べることにしよう。また, 「マティニオン協定」とそれに続く一連の法的改革を通して保障されたところの労働者の賃金購買力の上昇とそれがもつ役割についても, やがて同年秋以後にその実質的な崩壊を余儀なくされた過程と関連づけて後に検討する。

最後に, 5～6月のストライキにみる一般的特徴について概括しておこう。第1には, ストライキ件数および参加者数からみたこの年がもつ位置である(第3表参照)。恐慌期にはいって, 31年以降はストライキ件数も300前後に落ち, それ以前の2年間の平均3分の1程度となり, 参加者数についてもその低落は著しく, さらに失敗率が50%台へとめだつて高まっている。その理由の多

第3表 フランスのストライキ (1919～1938)

	ストライキ			結果		
	件数	参加人員	損失日数	失敗	和解	成功
	件	千人	千日	%	%	%
1919	2,026	1,151	15,478	22	53	25
1920	1,832	1,317	23,112	32	43	25
1921-28	862	276	4,067	44	33	23
1929	1,213	240	2,765	43	40	17
1930	1,093	582	7,209	51	35	14
1931	286	48	950	58	26	16
1932	362	71	2,444	57	23	20
1933	343	87	1,199	51	29	20
1934	385	101	2,393	54	30	16
1935	376	109	1,182	42	34	24
1936	16,907	2,423	—	—	—	—
1937	2,616	324	—	—	—	—
1938	1,220	1,333	—	—	—	—

資料 R. Goetz-Girey, *Le mouvement des grèves en France, 1919-1962*, 1965, Paris, pp. 73.

くは、労働組合運動が分裂しており力量を弱めていたことと、それ以上に雇主の傲慢さと抑圧によるものであったといわれている²³⁾。36年6月初旬のマティニオン協定において、「雇主は労働法典第3巻にもとづいて結成された職業組合に、何ものにも拘束されずに加盟および所属する自由ならびに権利を労働者に認める。雇主は採用、労働の管理、査定、懲罰あるいは解雇などに関する問題について決定をおこなう場合に、組合に所属しているかどうかの点を考慮に入れないことを約束する」(第3条)という、至極当然のことを協約記載事項の根幹に据えるべく明確にしなげばならなかったことじたいが、それ以前における雇主側からの反労働者的慣行がどれほど露骨なものであったかを裏書きするものでもある。こうした過程において鬱積された労働者の不満と要求が、労働組合運動の全国的な再統一の達成と、人民戦線諸党派の総選挙における勝利という新しい政治社会的状況を契機として、地殻の底から多様なかたちで噴出したのであったということができよう。そしてそこに、要求じたいとしては団体協約の締結をはじめとする日常的な制度要求以外に、とくに高度な政治的企図をもっていたわけでもないのに、たちまちにして全国化していった秘密もあったのであるといえよう。そしてまた、36年の16,907件、2,423,000名という空前のストライキ件数の多くが、6月および7月に集中していることも注目されてよいところである。

第2には、工場占拠という新型の争議戦術がもった意味についてである。工場占拠という戦術は、第1次世界大戦直後の革命的高揚期にイタリアの労働者が採用したのが典型であり、そこでは労働者は武装し工場を革命のための要塞に変えようとしたのであったが、36年のフランスにみる工場占拠戦術はそれとは性格を決定的に異にしている。36年6月6日の下院において首相ブルムが、「どの工場も外から占拠されたわけではない。むしろ工場

²³⁾ J. Bruhat et M. Piolot, *Esquisse d'une histoire de la C G T*, Paris, 1958, p. 122.

における〈坐り込み〉が問題なのだ。労働者が労働を中止してからも、なお工場にとどまっていることなのだ²⁴⁾、と述べていることに止目する必要がある。フランスの労働者はもとより武装していたわけではなく、工場の運営を企図したわけでもないし、暴力沙汰は例外であり、工場の設備や原料などの盗難や商店の商品の私的消費が訴えられたこともない。組織と秩序が模範的であったというのが、すべての観察者の記録に一致しているところである。むしろ、恐慌下において要求ストを鈍らせた主要な原因であるところの失業の脅威と代替要員の導入に対する自然発生的な抵抗であり、工場を労働者の管理のもとにおき雇主が代替労働者を雇入れたり挑発的な態度をとれないようにしたところの、防衛の手段であったといわれている。人民戦線内閣の成立という新しい政治社会状況のもとにおいて、労働者は、雇主と対等に討論し自らの意志を彼らにつきつけることができるようになったことを象徴的に確認したいという望みこそが、この新しい争議手段を採用させた重大な理由であろう。そして工場のなかでは、参加者全員の熱狂と喜びによって、トランプ、ボール遊戯、ダンスパーティなど、さまざまなレクリエーションがおこなわれていたのである。「このストライキは歓喜そのものである。純粋な歓喜、まじり気のない歓喜である²⁵⁾」との、シモーヌ・ヴェーユの体験談はそれを語るものであろう。雇主側が、自分たちの工場が占拠されているかぎり交渉を拒否しようとしながらも、政治的強力による退去を決して要求しなかった理由もそこにあるように思われる。

第3には、このストライキにみる自然発生性と全国化についてである。5～6月を通して上部組合によるゼネスト指令が出されたのは、ノール県とパ＝ド＝カレー県の鉱業、パリ地域の建築、喫茶店・ホテル・レストランなどだけでしかない。その多くは、大衆レベルからの自発的なもり上がりで

(24) Danos etc., *op. cit.*, p. 134.

(25) S. Weil, *La condition ouvriere*, Paris, 1951, pp. 168~169.

あり、そしてそれが従業員10人以下の小規模事業場にまで、諸職業ごと、地域ごとの自然発生的な全体化として、数多く広がっていったことが、そのきわだった特徴である。また、機械に対する執拗なまでの保全、商品の尊重などは、労働者階級に対する尊厳の確立と、彼らの崇高な意志表示にとって必要なばかりでなく、それじたいが集産的占有化への基本的な示威行動であったといわれている。そして、こうしたストライキを通して労働者の組合結成が飛躍的に進んでいったのであり、それはやがてC. G. T.の組織実勢を一挙にして増大させるものとなった。従来は全労働者の約10%程度の低組織率にとどまっていたフランスの労働組合運動は、これを契機として45~50%の組織率へと飛躍し「活動的少数者」の運動から「大衆的サンデイカリズム」へと変容していく。²⁶なかでもC. G. T.は、旧来の公務員、教員、鉄道、伝統的産業部門（中小企業が中心）ばかりでなく、金属産業を中心とする基幹産業大工場労働者へと急速にその組織基盤を拡大した。36年5~6月の大衆的ストライキとその社会的獲得物がもつ意味は、フランス労働組合運動のこうした方向への発展にむけて重要な画期となったのでもある。（未完）

(26) Lefranc, *op. cit.*, p350, sqq.